

「国家独占」と国家独占資本主義

——国家独占概念の検討を中心に——

柿 本 国 弘

1

国家独占資本主義論において、しばしば「国家独占」なる経済学範疇が見出されるが、その意義は論者によって同じものでなく、またかならずしも十分に論及されているわけではない。

わが国で国家独占を、国家独占資本主義の基礎的概念として位置づけられているのは、手嶋正毅、池上惇氏であろう。

しかしそもそも、国家独占は、独自の経済学的範疇をなすものであろうか。またそうとすれば、どのような意味においてであろうか。本稿は、上述両氏の著作、論稿にみられる国家独占概念をとりあげ、検討することを目的とする。

両氏の所説を検討することなしに、国家独占について語ることはできないからである。それは同時に、国家独占資本主義論の重要な論点をなすであろう。

ただし本稿では、国家独占概念にかんして、多面的側面からの考察をおこなうものでなく、その基本的意義について、私の疑問点ないし問題意識を提示したものにすぎないことを、あらかじめおことわりしておきたい。

2

まずわれわれが、国家独占概念のよりどころとしているレーニンが、どのような意味でこれを用いているかを、あらかじめ確かめておきたい。レーニンが国家独占について言及するにいたったのは、帝国主義の研究以降のことであっ

た。

国家独占について関説している周知の箇所をみると、まず「ボ・第七回全国協議会」で、彼はつぎのように指摘している。

「……資本主義の発展は、とくに二十世紀に巨大な歩みで前進したし、また二五年間になしとげられなかったことを、戦争がなしとげた。産業の国営化は、ドイツだけでなく、イギリスでも前進した。独占一般から国家独占へと移行した。客観的な事態は、戦争が資本主義の発展を促進し、資本主義から帝国主義へ、独占から国営へ前進したことを、しめしている。すべてこれらは、社会主義革命を近づけ、そのための客観的諸条件をつくりだした。こうして、社会主義革命は、戦争によって近づけられたのである。……」⁽¹⁾

ここでいわれている国家独占が、(私的)独占から転化した国営の独占的産業資本であることは、文脈から明らかである。

同様の意味をもつものとして、「破局」のなかでつぎのようにのべている。「……銀行が生産を支配する現代資本主義は、国民経済のさまざまな部門のこの相互依存を極度に高めた。銀行と商工業の主要な諸部門は、切りはなせないように癒着してしまった。このことは、一方では、商工業シンジケート(砂糖、石炭、鉄、石油その他のシンジケート)の国家独占をつくりあげる措置をとらないで、つまりそれらのシンジケートを国有にしないで、銀行だけを国有にすることはできないことを意味する。また他方では、このことは、経済生活の規制を本気に実行しようとするならば、銀行とシンジケートを同時に国有にする必要があることを意味する。」⁽²⁾

同論文では、この一文にみられる、国有化された、(私的)シンジケート＝国家独占とまったく同じ内容をさすものとして、「国家資本主義的独占」(全人民の利益をめざす、資本主義的独占でなくなった、社会主義としての国家資本主義的独占)の表現をも用いている。⁽³⁾

やはり類似した内容で、レーニンが『帝国主義論』のなかで、ドイツの『バンク』誌において、ブルジョア学者が、電力独占資本が経営破産の危機にひん

したとき、「国家によって統制される私的独占」の状態になること、あるいは「破産にひんした私的産業を国家の負担で救済」しなければならないことを、告白せざるをえなくなった部分を引用し、そのあとで「われわれはここで、金融資本の時代には、私的独占と国家独占が一つに絡みあっていること、両者とも実際には、世界の分割のための最大の独占者たちのあいだの帝国主義的闘争の個々の環にすぎないことを、はっきりと見るのである⁽⁴⁾」とのべている。

ここで私的独占と絡みあっている国家独占とは、経営破産の危機にひんした巨大独占を、国家によって管理・統制すること、あるいは財政資金で救済すること、いずれにせよ国家自体が、私的独占資本の経営と直接に結合し、ひとつの独占力をもった国家的独占体と化している状態をさしているものであろう。つぎにややニュアンスは異なるが、同じ『帝国主義論』でレーニンは、以下のような周知の指摘をしている。

「銀行と貯蓄銀行との境界は、しだいに消滅しつつある。……銀行の権勢者たちは、予期しない方向から国家的独占が彼らに忍びよってくるのではないかとおそれているかのようである。しかしいうまでもなく、その危惧は、いってみれば同一官庁内の二人の課長の競争以上のものではない。

なぜなら一方からすれば、貯蓄銀行の数十億の資本を実際に自由にするのは、結局はあのおなじ銀行資本の巨頭たちだからであり、他方からすれば資本主義社会における国家的独占は、あれこれの産業部門のいまや破産にひんしている百万長者のために、所得を高めたり確実にしたりする手段にすぎないからである。⁽⁵⁾」

このばあいの国家的独占は、公営の貯蓄銀行が、巨額の資金をもって民間銀行との競合関係にたっていること、すなわち国営貯蓄銀行自身があたかも一つの巨大な独占的銀行資本であるかのように存在し、機能している状態をさしている。

以上でみるかぎり、レーニンは国家独占それ自体を独自にとりあげて、十分

な説明をしているわけではないことがわかるが、しかしこれらのかんたんな指摘からでも、国家独占についてレーニンがいわんとしていることは、それなりに推量しうる。

これをまとめてみると、

第一に、国家独占は、帝国主義戦争という資本主義の未曾有の危機をもたらしたものであり、国家独占資本主義の形成、強化を特徴づけるものであるが、それは同時に、社会主義の物的条件を用意するものであること、

第二に、国家独占の存在形態は、国有化された独占的産業資本、すなわち経営破産の危機にひんした（私的）独占資本を、国家的に統制、管理し、あるいは国家財政によって救済することによって、国家と一体化した、つまり事実上国営化してしまった独占資本、また巨大化した国営貯蓄銀行⁽⁶⁾などであること、⁽⁷⁾

第三に、国家独占は、独占的資本力をもって現象的には私的独占と競合関係にたつが、本質的に私的独占の利益をおびやかすものではなく、独占資本の利潤追求、独占体制の破滅回避の手段にすぎないこと、
などであろう。

レーニン自身が、国家独占概念について十分な説明をしていないので、かんたんに結論をくだすことができないにせよ、上述の概略からすれば、国家独占は、独占体制危機を回避するために、国家資金を物的基礎にしたところの、特殊な「独占的資本」を意味していると一般化することができよう。

国家独占は独占体制のうえにたつ、あるいは個別独占諸資本のなかに併存する特殊な一独占体であって、独占資本主義体制を強化する手段であり、独占諸資本のなかに包摂される特殊的個別独占資本、独占的支配関係⁽⁸⁾だということが
できよう。

注(1) レーニン「ロシア社会民主党第7回全国協議会」(全集、第24巻)240ページ、力点は引用者。

(2) レーニン「さしせまる破局、それとどうたたかうか」(全集、第25巻)361ページ、

力点引用者。

- (3) 同，385ページ。
- (4) レーニン『帝国主義論』（第5節）（全集，第22巻）289—290ページ，力点引用者。
- (5) 同，第2節，249—250ページ。
- (6) 巨大化した国営貯蓄銀行の投資活動について，レーニンは独自にくわしい批判論文を書いている。レーニン「ロシアの経済生活から」（全集，第6巻，所収）。
- (7) これらのことから池上氏は，国家独占は，国家的金融を通じて金融資本体制が強化されるコースと，国家資金をもって私的独占体の破産を救済するコースの，「二つのルート」で形成・発展すると指摘されている。

氏がいわれる「国家独占の二つの発展ルート」は，同時に国家独占の存在形態の相異でもあろう。

池上惇「レーニン帝国主義論における国家独占の位置」（経済理論学会編『経済学と国家，社会主義経済の諸問題』現代経済学叢書Ⅶ所収，1969年11月）参照のこと。

- (8) 鳥氏も「レーニンのいわゆる独占は，そのうちに国家独占をふくむ概念であり，独占資本主義は，国家独占資本主義ときりはなすことのできない概念であるとうけとらねばならない」と指摘されている。

鳥恭彦「帝国主義論と国家独占資本主義」（『経済』1967年12月号）47ページ，力点引用者。

3

以上のように，国家独占とは，さしあたり（私的）独占諸資本のなかに併存し，あるいはそのうえにたつところの，特殊的性格をもつ独占体だと把握することができるが，論者によっては，また別の視点から理論化されているばあいもある。

わが国の国家独占資本主義論において，レーニンの観点をふまえつつも，独自の解釈をしめされ，国家独占を国家独占資本主義の基本概念とされている手嶋正毅氏の所論を，はじめにとりあげよう。

氏によれば，国家独占とは，「金融ブルジョア独裁の国家が独占体と結びついて，経済的土台に介入する支配力，すなわち，独占体の力と国家の力とを，一つの機構に結びつけることによって形成される支配力である。

そして支配の手段としての国家独占は，一つの体系的な機構を形成する。国

家独占の機構は、国家所有、国家市場、国家管理・政府統制・調整という一定の連鎖からなり、そのなかの主要な環は、生産関係としての国家所有である。その他の個々の環は、国家所有を基礎として派生し、国家独占としての支配力、すなわち、経済的土台への反作用のうえで必要な手段である。⁽⁹⁾」

このように手嶋氏においては、国家独占は、「国家所有、国家市場、国家管理・政府統制・調整の機構からなる支配力とその手段」であり、この機構こそ「独占体の力と国家の力とを、一つの機構に結びつけたもの」だとされる。しかし、国家独占概念じたいについては、これ以上の説明はない。

ところで周知のようにレーニン⁽¹⁰⁾は、国家独占資本主義の特徴を、「資本主義的生産の国家化の原理」、あるいは、「資本主義の巨大な力と国家の巨大な力とを単一の機構に結合する原理」と端的に表現した。

国家独占資本主義とは、体制的危機におちいった独占資本主義の、国家を用いての危機打開手段、あるいは戦争・恐慌対策・独占利潤保障などの特定目的を達成するための特殊な——といっても第一次大戦後は、これが一般的、恒常的な体制になっているのだが——独占資本主義、帝国主義にほかならないのであり、この至上目的のために独占資本と国家の力が単一の機構へと結合し、巨大な独占資本主義の国家化が実現することによって特徴づけられる。

すなわち国家独占資本主義の具体的内容は、「独占資本と国家の単一の機構への結合」また「独占的生産の国家化」をもたらす諸契機にほかならない。

いま問題にしている手嶋氏の国家独占＝「国家所有、国家市場、国家管理・政府統制・調整」は、国家独占資本主義の具体的諸要素を、三つの内容項目に類別、総括した包括的、独自の概念である。換言すればそれは、独占資本の利潤追求に奉仕する国家の経済機能、経済部門の総体でもあり、またいわゆる「国家セクター」(財政、国家的金融、国有、国家カルテルなど国家の経済干渉と経済統制活動の総称)⁽¹¹⁾とよばれているものの、中心的な内容であるといってもよい。

そうすれば、要するに氏の国家独占は、一般に国家独占資本主義と称せられているものを、より具体化していいかえた、きわめて包括的「概念」だという

ことになる。⁽¹²⁾

さて、氏の国家独占概念にかんして、二点において疑問が提起される。

第一は、国家独占（したがって氏においては国家独占資本主義）の本質論にかんしてである。これについて氏はつぎのようにいわれている。

「これらの諸制限（独占的超過利潤獲得のうえでの諸制限——引用者）を突破するために、国家独占は、資本と商品生産・流通の諸部門を基礎としながらも、かつての私的独占間の局部的協定にかわって、社会的総資本の再生産と流通の総過程に関与し、そのなかで独占体の集積・集中をたすけ、さらにまた、商品生産と流通の総過程にたいする調整の機能をはたしながら、窮極において、独占的超過利潤のかくとかくに寄与するところに私的独占とはちがった特質がある。」⁽¹³⁾

同様の趣旨をしめすものとして、

「国家独占は、本来の商品生産による剰余価値の搾取を迂回して、一方では国家権力の介入による徴税権の発動・強制通用力を付与された紙幣・公債インフレーション、各種の国家保険・貯蓄を通じての国民所得の吸収。これはさきの国家独占の機構が成立する物質的前提である。商品生産と流通の部面を迂回するこの前提こそ、私的独占の場合と区別される国家独占的搾取と収奪の特殊性をあらわす。」⁽¹⁴⁾

このように手嶋氏は、「国家独占の特質」（本質）を「私的独占」に対比させながら、くり返し説明されている。

しかし上文で指摘されている、「国家独占は……社会的総資本の再生産と流通の総過程に関与し……商品生産と流通の総過程にたいする調整の機能をはたしながら……」の個所や、「商品生産と流通の部面を迂回するこの前提こそ、私的独占の場合と区別される国家独占的搾取と収奪の特殊性をあらわす」の一文でいわれているのは、国家独占資本主義段階以前にも多かれ少なかれ存在していた、国家の経済過程への影響力一般の特徴がのべられているにすぎない。

というのは、もともと国家の干渉は、「商品生産と流通の部面を迂回」しながら、「社会的総資本の再生産と流通に関与」するのであり、これだけでは国

家の経済過程全体における決定的影響力が、明確にならないからである。

つまり国家独占＝国家独占資本主義の、独自の性格の説明になりえてないことが明らかである。⁽¹⁵⁾こうして、氏の国家独占の本質論は、国家独占資本主義の形成・確立を明瞭にしめしえるものではない。

第二の問題点は、いうまでもなく国家独占の形態にかんするものである。つまり氏のいわれる国家独占の三内容（国家所有、国家市場、国家管理・政府統制・調整）が、「独占」範疇として一律に、あるいはどのように把握しうるものであろうか、という疑問である。

まず「国家管理・政府統制・調整」が、「独占」範疇にぞくしえないことは明らかである。これらは国家独占というより、国家に固有な政策機能とその基礎であり、独占範疇とはっきり区別すべきであろう。その理由についてはあとでもう一度くり返したい。

国家市場のばあいは、国家に固有な購買機能、あるいは完全購買独占があろうし、また民間資本と併存して、独占的購買機能をはたすばあいもあろう。

国家所有にしても、氏がその基礎だとされる国有企業においてすら、かならずしも独占的比重をもっているとはかぎらない。国家市場にせよ、国家所有にせよ、それぞれをさらに独自にくわしく検討しないでは、独占的範疇にぞくすると結論しえるわけではない。⁽¹⁶⁾

手嶋氏の国家独占概念でもっとも問題なのは、その内容が包括的なあまり、国家独占の独占資本的形態が考慮にいれられていないことであろう。

前述のとおり、レーニン自身の国家独占論にも、その観点は指摘されていたはずである。レーニンの国家独占論を概略したことによれば、国家独占といえども、独占資本の一形態として、「独占資本」範疇にぞくしうるものであった。

それが産業資本形態（国有企業）をとるにせよ、貸付資本形態（政府銀行、財政投融資）をとるにせよ、巨大な国家資金に支えられた、一独占資本的比重をもつものと把握されていたのである。

以上の疑問点を整理すれば、国家独占を独自の経済学的範疇として規定する

とすれば、「国家独占資本」でなければならないという結論になるのではなからうか。

さらにこの意味からするなら、国家独占概念の前提となるのは、「国家資本」範疇でなければならない。

したがって、国家独占（資本）の存在・機能形態も、資本一般の存在形態に照応して、産業資本（公企業）を一般的、基本的形態とし、貸付資本、商業資本を派生的形態とする諸形態であり、これが国家独占の機能する形態であろう。

私的独占資本の独占利潤確保の手段にすぎないという、国家独占の本質を根本的に決定するのも、国家資本の特殊的性格から明らかにしうることである。⁽¹⁷⁾

この視点からすれば、手嶋氏が国家独占の三内容に一般化されているものうちから、少なくとも「国家管理・政府統制・調整」は、はじめから除外されねばならない。

手嶋氏の国家独占概念の不明瞭性は、なによりも「国家所有、国家市場、国家管理・統制・調整」という、それ自体相互に別個の経済機能を、「国家独占」範疇で一括しながら、範疇的意味での国家独占を独自に説明され、概念化されて⁽¹⁸⁾いないことである。

注(9) 手嶋正毅『日本国家独占資本主義論』（昭和41年、有斐閣）77ページ。

(10) レーニン「戦争と革命」（全集、第24巻）429ページ。

(11) 池上惇「独占的支配と国家セクターの増大」（宇佐美他編『マルクス経済学講座』3巻所収、有斐閣）41—42ページ。

(12) 独占体と国家を媒介する具体的機構を、このように三部門に類別されること自体は要をえたものであり、なんらの異存はない。しかし、その基本形態とされる国家所有に、いわゆる社会資本（公共投資）がふくまれていないのは不十分ではなからうか（手嶋、前掲書、160—170ページ参照のこと）。

(13) 手嶋、前掲書、77ページ、力点は原文どおり。

(14) 同、78ページ。力点は原文どおり。

(15) この点が、手嶋氏の国家独占資本主義論の欠点の一つであることは、海道勝稔氏が、すでに指摘されているところである。同氏「独占資本主義の国家独占資本主義への成長転化について」（『経済研究』第16巻、第3号、1965年）。

(16) これについては、たとえば大内力氏も疑問点をだされている。そのかぎりでは当然であろう。大内力『国家独占資本主義論』（東大出版会）155ページ。

(17) 国家資本の機能形態については、さしあたり小谷義次「国家資本にかんする若干の考察」（『経済学雑誌』第54巻、第3号、1966年3月）、国家資本の概念規定の方法については、同上論文を批判されている、齊藤博「国家資本にかんする一視角」（国学院『政経論叢』第14巻、第4号、1968年3月号）参照のこと。

なお私は、「国家独占」を、資本範疇以外のいかなる意味でも用いるべきでないと、いっているのではない。ただその範疇的意味を問題にしているにすぎない。

(18) ただし、包括的「概念」である氏の国家独占＝「国家所有、国家市場、国家管理・統制・調整」を、さらに独占的範疇にそくして具体化されていると思える、以下のようないくつかの範疇が、手嶋氏上掲著書のなかに散見される。

「国家所有の基礎＝国有企業」77ページ。「公共企業体＝国家独占企業」166ページ。「国家銀行資本＝日本銀行、開発銀行、輸出入銀行」163ページ。「国家的消費市場＝配給公団」162ページ。「国家による生産調整＝国家的生産カルテル」204ページ。「独占価格の形態変化＝公定価格体系」83ページなど。

4

手嶋氏の不明確な点を補足しつつ、さらに国家独占を多面的に考察、理論化され、国家独占資本主義の基本概念におこうとされているのが池上惇氏である。

池上氏は、手嶋氏のばあいと異なって、国家独占範疇それ自体を独自に設定され、理論化をおしすすめられている。

それは、池上氏が、国家独占の発生の由来、国家独占の定義を専売事業に求め、さらに専売事業の質的变化を検討して、国家独占を「国家に管理された私⁽¹⁹⁾的独占」と定義されるにいたったことからも明らかである。

池上氏はまた、国家独占を多面的に、たとえば独占的協定、競争論などをふまえて、国家独占の発生、発展、内的矛盾を追求され、こうして国家独占を独自にとりあげ考察されている。

国家独占を独自の経済学的範疇として理論化し、その概念を明らかにするた

めには、池上氏のおこなわれているこのような多面的な考察は、ぜひ必要であろう。手嶋氏が、きわめて広範囲な経済部門としての国家独占を、いわば自明の概念として設定されていたとの相異である。

しかし氏が、国家独占にかんして考察されているいくつかの論文において、手嶋氏の所論にのこされていた問題点は、いぜんとして明確にされていないのみか、理解困難な部分すら加わっている。以下疑問点をとりあげ、検討しよう。

まず国家独占の形態について池上氏はつぎのようにいわれている。

「国家独占というのは独占の一形態である以上、独占が技術独占、市場独占、労働力独占、金融の独占、運輸の独占、販売者指定の権利の独占（国家市場）、営業権の独占（営業の国家による許可制）等々にわたるにつれて、国家独占も多様な形をとらざるをえないであろう。」⁽²¹⁾

さらに氏は、国家独占の「萌芽の形態」であるとされる専売事業の考察から、国家独占が、営業の自由権の国家による排他的特権としての法認化であることを結論され、ここから国家独占が多様な形態をとることについてつぎのようにいわれている。

「国家的独占が独占体の営業の自由権を合法化する範囲、すなわち営業権の国家による排他的独占の確立の範囲に応じて、多様な国家的独占の形態が発展してくることになる。」⁽²³⁾

前者の引用部分は、国家独占の種類が、「私的独占の多様な形態」に照応して、たとえば、生産、金融、市場、技術、植民地、交通機関、原料獲得等々にかんする独占の多様性に応じて、多様な形態をとるとされ、また後者のばあいには、営業権の国家による排他的独占の確立の範囲に応じて多様な形態をとる、こうしていわばいくらかでも国家独占が存するとされているのである。

それらはたとえばつぎのようなものである。

— 国有企業（国家的独占体）、賃金決定の国家独占（賃金統制）、金準備・外貨の国家独占、外国貿易の国家独占、価格決定の国家独占（価格統制）、合法化され

た独占価格としての国家的独占価格（インフレ価格，調達価格，統制価格など），営業認可権の国家独占，資金情報の国家独占，社会的簿記の国家独占，労働者の労働条件と生活条件決定（労働力管理）の国家独占⁽²⁴⁾，等々。

これら国家独占の「連鎖と総体」は，「国家的独占体を中心として商品・貨幣取引の権利の国家的独占，独占的協定の法認，労働者の労働条件と生活条件決定の権利の国家独占⁽²⁵⁾の三つ」（これらはレーニンが，国家独占資本主義の特徴として指摘した生産と消費の調整，強制カルテル，全般的労働義務制に対応する）であり，さらにこれら国家独占の連鎖は，「(1) 独占体の営業の自由権の法認，(2) 独占体の競争手段，(3) 競争過程を通じての労働力管理体制強化の手段，という三つの環が結ばれている⁽²⁶⁾」ものとされる。

氏はこのように，国家独占が多様な形態をとることを，私的独占（個別独占諸資本）が多様な形態をとることから導びかれる。

手嶋氏が「国家独占の特質」を，「私的独占との対比」で導びかれたのにたいし，池上氏は，国家独占の形態上の照応性を，導びかれているのである。

たしかに独占は，生産の集積による独占形成を基礎に，金融，原料資源獲得，市場，販売価格，植民地獲得等々の多様な独占的支配を生ぜしめるものではあるが，しかしこれに照応して，国家独占も多様な形態をとりうるというのは理解しがたい。

手嶋氏のばあいと同じく，氏のいわれる「国家独占」のいくつかは，「独占」というより国家に固有の経済機能，経済統制であり，その具体的内容だといったほうが正確ではなかろうか（たとえば労働力の国家独占，金・外貨準備の国家独占，外国貿易の国家独占）。

というのは，独占という以上，それは諸資本間の競争から生まれ，また競争をけって排除するものではなく，したがって他方において競争をぬきにして考えられないものであり，氏のいわれる労働力管理や，金管理，為替・貿易管理などが，私的諸資本との競争——もちろん特殊的意味での「競争」だが——からみて，どう把握されるのか理解しがたいからである。

（私的）独占の多様な形態から論理的に導きうるのは、それを保障する国家の経済政策の多様性であって、国家独占の多様な形態なのではない。

国家独占の諸形態は、前述のごとく、それを一つの独自の経済学範疇とみなすかぎりには、まず資本範疇として把握すること、したがって資本の機能上の諸形態から導かれるものでなければならないであろう。

つぎに第二に池上氏は、国家独占の形成・発展と国家独占資本主義の形成の関連についてつぎのようにいわれている。

「国家独占資本主義は、全般的危機の諸条件のもとで、資本家階級の階級防衛運動としての『国民経済合理化』と『軍事化』のイデオロギーによって、国家独占が独占の主要な形態に転化しつつある独占資本主義である。⁽²⁷⁾」

また国家独占概念を「協定」論から考察されている個所では、

「……だから戦時経済や、全般的危機の深化は、階級闘争を媒介として私的独占という形での独占的協定が支配的な独占資本主義から、国家独占という形での独占的協定（例えば価格の国家独占は価格統制、労働力の国家独占は労働力統制、ある産業の所有権の国家独占は国有企業、商品と資本の輸出入の国家独占は外国為替管理等）が支配的な独占資本主義への転化（すなわち独占資本主義から国家独占資本主義への転化）を促進するのである⁽²⁸⁾」といわれている。

手嶋氏の国家独占の本質論が、国家独占資本主義の形成・確立を明確にするものでなかったのにたいし、池上氏は、国家独占の形成・発展と国家独占資本主義の形成・確立の関連をこのように明言されている。

しかしここにいわれている、「国家独占が独占の主要な形態に転化しつつある独占資本主義」、あるいは、「協定で実現される国家独占が独占の支配的形態になる独占資本主義」が、国家独占資本主義だというのはどのように考えればよいであろうか。

相対的に多数の私的な個別独占諸資本が、「国家に管理された」状態、あるいは統制経済下におかれるようになった状態を意味しているのであろうか。

かりにそのような独占体制であったとしても、その内容がもっと具体的に説

明されないと理解しにくいし、またいわゆる戦時国家独占資本主義の状態としてはわかるにしても、では非戦時の国家独占資本主義もやはりうへの説明が妥当しているといえるであろうか。

この時期には、逆に「国家に管理された私的独占」や統制経済状態は、一般的には後退して「主要」ではなくなるのではなからうか。もちろんその具体的内容をどう考えるかが問題であるが。

ともかく国家独占概念に不明確性をのこしていれば、国家独占資本主義形成の特徴をうへのように表現されても、理解は容易ではない。

以上私は、「国家独占」概念についての基本的な問題での疑問点をとりあげ検討してみた。

「国家独占」を総体的に考察しようと思えば、池上氏のおこなわれているような多面的側面からの考察が必要であろう。しかし本稿は、そのための私自身の問題意識の整備にすぎないものである。

注19) 池上氏は、国家独占と専売との関係を、「もともと国家独占は Staatmonopol すなわち専売の意味であって、国家が資本の活動の一部または全部を独占することを意味する」といわれている。同氏著『日本の国家独占資本主義』（汐文社、昭和44年）228ページ。

また同氏論文「国家的独占の基礎概念についての一考察」（『経済論叢』第108巻、第2号、昭和46年8月）で、両者の関連を独自に検討されている。

20) 同氏、上掲19論文参照のこと。

21) 同氏、上掲19著書、24ページ。

22) 同氏、上掲19論文、11ページ。

23) 同氏論文「国家独占資本主義」（島恭彦他編『新マルクス経済学講座』第3巻、有斐閣）76ページ。

24) 上掲23論文の76、78ページ。19著書の124ページ。他に論文「現代の国家と国家独占」（『歴史評論』第215号、1968年）9ページ。論文「国家独占資本主義と独占価格」（『経済論叢』第104巻、第1号）15ページなどより。

25) 上掲23論文、85ページ。

26) 上掲23論文、84ページ。

27) 上掲19著書の24ページ。力点は引用者。

28) 上掲24論文「現代の国家と国家独占」の9ページ。力点は引用者。